明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六二）　一
〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務七五）　一
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（同七六）　三
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（同七七）　四
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同七八）　四
〔告　示〕
○金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件の一部を改正する件（金融庁一一七）　四
○特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（同一一八）　一四
○金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件の一部を改正する件（同一一九）　一四
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（経済産業二二五）　一四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本私立学校振興・共済事業団平成二十二事業年度財務諸表、特定計量器型式承認、公文書等の管理に関する学校法人沖縄科学技術大学院大学学園関係　二三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二六

府　令

○内閣府令第六十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十六条の六第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百七十七条第一項に次の一号を加える。

六　次条第一項第一号に規定する保有する有価証券等（前各号に掲げるものを除く。）のうち、その価格の変動その他の理由により発生し得る危険が相当程度高いものとして金融庁長官が定めるもの

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省令第七十五号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十二日

財務大臣　安住　淳

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表四の表中

「

特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十（十）「13」若しくは「33」又は別表十（十一）「8」若しくは「23」）

」を

「

特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額（別表十（十）「13」若しくは「33」又は別表十（十一）「16」若しくは「33」）

」

に改める。